



# 法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第39号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

## 猫と博士の史跡散歩

### ① 新中川通水記念公園

ここは、中川と新中川の分流地点だよ。中川は利根川から分かれているんですよね。新中川は最近できた川なんですか。

新中川は、昭和38年（1963）に完成した人工河川じゃ。もともと利根川水系下流域は、多くの水害に見舞われておった。昭和5年（1930）には対策として「荒川放水路」を開通させたのじゃが、最下流域にあたるこの地域はかえって河川に囲まれてのう、昭和22年（1947）9月のカスリーン台風では堤防が決壊し、葛飾区では20万人以上、ほぼ全区民が罹災したのじゃ。

それで新しく中川にも放水路を開削したんですね。カスリーン台風が起きたのは戦後間もない頃ですよね。洪水の与えた影響は大きかったのではないでしょうか。

カスリーン台風は、浸水期間が20日間の長期にわたる未曾有の災害じゃった。戦後の社会不安・資材不足の時期に起きてのう、死傷者が少なかったのは不幸中の幸いかも知れん。

### ③ 柴又帝釈天

映画『男はつらいよ』の舞台で有名な柴又に来たよ。博士、草だんご食べましょ~

柴又の帝釈天で知られる日蓮宗題経寺は、寛永6年（1629）の創立じゃ。安永8年（1779）庚申の日に、所在がわからなくなっていた日蓮上人自刻の祈祷本尊である帝釈天が発見され、民間の庚申信仰と結び付き、縁日には江戸からも参詣人が訪れてにぎわったようじゃ。

庚申待って、確か徹夜をするんですよね。

そうじゃ。もともとは、古代に中国から伝わった道教の考え方方が母体となっておる。人の体内には三尸（さんし）という三匹の虫がいて、常にその人を監視している。庚申の夜に寝ると、隙をみて体内から抜けだして天帝にその人の悪事を報告をする。その虫は人の命を短くするともいわれ、庚申の晩に身をつつしんで夜明かしをすれば、長生きできると信じられたのじゃ。

東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第8回目は、かつては江戸東郊の農村地域であった葛飾区の、河川に囲まれた低地を歩きます。



### ② 怪無池

中川沿いにある池だよ。側に建つ青龍神社の神池で、「毛なし池」とか「怪我なし池」とか、いくつかの伝説が残されているんだ。



この辺りは近世まで農村であったが、江戸川を隔てた対岸の千葉県市川市国府台には下総国府があつてのう、古代から官道が発達していたのじゃ。

### ④ 矢切の渡し

江戸時代、農民が日常利用した江戸川の渡しだよ。都内に唯一残る渡し舟なんだ。

当時、幕府は主要河川の架橋を禁止しておった。ふつう、江戸川を渡るには上流の松戸渡を使わなければならなかつたが、そこには関所があつてのう、対岸の耕作などには不便であった。そこで、その地域の百姓たちに特別に許された渡しを設けたのじゃ。もっとも、近郷の百姓たちはこの特権的な通行権をフルに利用し、江戸や各地の物見遊山にも出かけていたともいわれておる。



# 明治 11 年民法草案」からみる明治初年の司法省による民法編さん

法務図書館に所蔵され、一般的に「明治 11 年民法草案」とよばれる「民法草案」を通して、明治初年の司法省で進められた民法編さん事業の様相を紹介します。



民法の編さんを担当したのはどのような機関だったの？



政権を獲得したばかりの明治政府は自身の体制を整えるために試行錯誤を繰り返し、その一環として、政府機関の編成、権限の管掌にも相次いで改変を加えました。このため、民法編さんを担当した部局にも移り変わりが見られます。例えば、太政官制度局において明治 3 年(1870)から翌年に、左院では明治 4 年(1871)から同 8 年(1875)にかけて、編さん作業が行われました。

そのようななか、司法省においても民法編さんは積極的に試みられます。代表的な例として、明治 4 年(1871)から開かれた民法会議を挙げることができるでしょう。明治 6 年(1873)に官制が改められて左院が民法編さんを掌ることとされましたか、同 8 年(1875)に同院が廃止になると、ふたたび司法省でも編さん作業が行われます。もっとも、左院に編さんの権限がある状況下でも、お雇い法律顧問による民法講義が司法省内で行われ、民法を制定するための絶え間ない努力が続けられていたという指摘もあります。



司法省ではどのような草案が作られたの？



司法省での民法草案はフランス法などが参考されながら、まとめられました。成果として、明治 5 年(1872)に司法省明法寮が作成した「皇国民法仮法則」や「改刪未定本民法」、民法会議による同 6 年(1873)の「民法仮法則」などが作成されています。

す。もっとも、これらは修正途中や民法中的一部分にとどまっており、一般的に「明治 11 年民法草案」とよばれる草案が、司法省案として最初に完成したものと位置づけられています。明治 11 年(1878)に司法卿大木喬任の手元へ集まった同案の作成には、箕作麟祥や牟田口通照らが尽力しました。



「明治 11 年民法草案」は実際に施行されたの？



「明治 11 年民法草案」は施行に至りませんでした。理由としては、同案がフランス民法の直訳的に過ぎたことなどが挙げられます。また、のちに「財産編」、「財産取得編」の一部、「債権担保編」、「証拠編」の起草を担当することになるお雇い法律顧問・ボアソナードの反対があったことも示唆されています。異なる文化や歴史を背景にもつ西洋法を、わが国に移入する難しさを物語る一齣ともいえるでしょう。

もっとも、「明治 11 年民法草案」は、フランス法などを参考しながら日本人のみで作った草案であることから、当時の日本人たちが認識した外国法の姿を知る重要な手がかりであるともいえます。また、前述のように、以降はボアソナードも起草を行いますが、それと「明治 11 年民法草案」の相違を検討すれば、彼がわが国に適合すると考えた規定を知ることも可能でしょう。このように、現実には運用されなかったものの、「明治 11 年民法草案」は、外国法の継承を経験したわが国における法の歴史を考えるために重要な素材であると考えられます。

## 法諺あれこれ

### 曳かれ者の小唄

これは、江戸時代に生まれ、明治に入って消えていった諺です。江戸幕府の刑事法である公事方御定書には死刑方法が 7 種類、定められていますが、特に重科を犯した者に対して行われる 4 つ、鋸挽、火罪には必要的に、磔、獄門には任意的に、罪囚を裸馬に乗せて市内各所を連れ回し庶民の目に晒す『引廻し』が附加されました。曳かれ者とは、引き廻されている罪囚のこと、で、早晩命を取られるというのに、太々しくも鼻唄かなにか口づさんでいる様を表しています。

好色五人女のお七や、歌舞伎の白波物の流行など、江戸庶民が犯罪者を持てはやすこともありましたのが、およそ強盗や殺人など凶悪犯が好まれることはありません。ですから「曳かれ者の小唄」は「往生際が悪い」、「盗人猛々しい」、あるいは「負け惜しみ」といった否定的な意味合いで使われたものです。

洋の東西を問わず、かつての刑罰は見懲らしといいう性格を強く持っていましたが、わが国では明治に入って程なく引廻しが行われなくなり、刑罰も非公開へと変わると、この言葉も忘れ去られてしましました。

## 曆のなかの法

明治 5 年(1872)11 月 13 日

いしきかい  
違式詐違條例の施行

軽犯罪法のルーツとされる法令が、明治 5 年(1872)11 月に東京府で施行されました。その名を「違式詐違條例」と呼びます。「違式」とは「一定のきまり、慣習からはずれること」をいい、「詐違」は「あやまって間違ったことをすること」、つまり過失を意味します。「違式」などは律令制を想起させる言葉ですが、この法令が禁止した行為は、多分に明治という新たな時代を反映したものでした。「違式罪目」には例えば、次のような項目があります。

第十一條 身体ニ刺繡ヲ為ス者

第十二條 男女入込ノ湯ヲ渡世スル者(中略)

第二十二條 裸体又ハ袒裼シ或ハ股脚ヲ露ハシ醜体ヲナス者

ここに掲げられた行為—影浴、混浴、全裸・半裸—はいずれも、明治以前の日本にあってはごく当たり前の光景でした。ところが明治の世になり、日本が西洋と対等な「文明国」を目指すにあたり、これらは野蛮な風習であるとして禁止されたのです。こうした法令一つをとっても、現在を生きる私たちの風俗や常識が、明治期に大きな断絶を経ていることが分かります。